

等級	八時間勤務乗	殘業手当一時間を加算したるもの	等級	約九時間勤務六十哩運轉	八時間勤務	殘業手当一時間を加算したるもの
六等	五・〇〇	五・〇〇				
五等	四・〇〇	五・七六				
四等	三・〇〇	六・〇〇	(五、六等)	五・〇〇 五・六四	三・六四	六・〇〇 七・〇〇
三等	五・二〇	六・三七	四等	五・〇〇 五・六四	六・	八・三三
二等	五・七〇	六・七二	三等	五・六四	六・	九・〇七
一等	六・〇〇	六・四五	二等	六・〇〇	△六四	七・八一
特等六級	五・〇〇	七・四五	一等	六・四四	三	八・八一
同 五級	七・〇〇	六・四五	特等	七・六四	△六四	七・八一
同 四級	五・〇〇	八・四五		七・六四	△一・六四	六・八一
同 三級	八・〇〇	八・四五	同	八・六四	△三・六四	五・八一
同 二級	八・〇〇	九・四五	同	八・六四	△三・六四	四・八一
同 一級	九・〇〇	九・四五	同	八・六四	△三・六四	四・八一

〔補助車掌〕

〔現在の六等五等を併合して四等とす〕

〔現在は本等級に該當するものなし〕

改正給與は八時間に對する乗務時間給年功手当公休手当及び之れに一日一時間宛の殘業手当金を加へたるもの、金額と現行の收入歩合等級手当臨時手当及公休手当の實際支給額とを比較し其差額を示したるものなり。

(ロ) 非乗務者給與 日勤 八時間分
隔日 十六時間分

車掌運轉手にして乗務以外の勤務に従事するものには前項標準時間を支給す。
説明 現在乗務以外の勤務に従事する者には日給を給するも本案に於ては時間給に依り支給するものとす。

(ハ) 時間外割増給 三割増とす
車掌運轉手にして一日八時間以上の乗務又は非乗務者が時間外に勤務したる者には其超過時間に對し三割を加給す。

説明 新に此の給與を設く。
(ニ) 終車乗務割増給 二割増とす。
車掌運轉手にして青電車(終車前)赤電車(終車)に乗務したる者には其乗務時間に對し二割を加給す。

説明 現行の方法に準ず。
(ホ) 公休出勤及徹夜勤務手当

公休出勤五割増とす、徹夜手当十割増とす。
二 電氣局に對する要求と其経過